

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月29日 09時05分ごろ
発生場所	富山県射水市海老江海浜公園 新湊東防波堤灯台から真方位129° 1.3海里付近 (概位 北緯36° 46.2′ 東経137° 08.4′)
事故の概要	水上オートバイMICKEYは、漂流中、また、水上オートバイMa-Kiは、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月31日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ MICKEY、0.2トン 250-59785 富山、個人所有 B 水上オートバイ Ma-Ki、0.1トン 244-21208 富山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A 重傷 1人（同乗者） B なし
損傷	A 左舷中央部外板に割損等 B 左舷中央部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せて、B船と共に沖合を遊走する目的で海老江海浜公園（以下「海浜公園」という。）の海岸を出航した。 船長Aは、出航後、海浜公園内の海面（以下「本件海面」という。）において、船首を北方に向けて、B船が合流するのを漂流しながら待つこととした。 船長Aは、海を撮影するために、操縦席に座ったままスマートフォンのカメラを南東方の海面に向けていたところ、B船の接近に気付かず、衝撃を受けて北西方からB船がA船に衝突したことを知った。 同乗者Aは、衝突の衝撃により海中に転落し、自力で泳いで海浜公園の護岸にたどり着いたところ、救急車で病院に搬送され、左足関節顆上骨折と診断された。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、海浜公園の海岸を出航したのち北進し、本件海面に漂流していたA船に合流するため、右回頭してA船に向けて南東進中、A船を避けることができずに衝突した。

	<p>船長Bは、A船と合流しようとする際、近距離で右回頭してしまったと本事故後に思った。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>A船は、漂流中、船長Aが、写真撮影のため南東方の海面に視線を向けていたことから、北西方から接近しているB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、A船に合流しようと南東進中、船長BがA船とはまだ距離が離れていると思ったことから、A船を避けることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂流中、船長Aが写真撮影のため南東方の海面に視線を向けていたため、北西方から接近しているB船に気付かず、また、B船がA船に合流しようと南東進中、船長BがA船とはまだ距離が離れていると思ったため、A船を避けることができず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、漂流中においても、特定の対象に意識を集中することなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・水上オートバイの船長は、漂流中の他船に接近する場合、距離を確認しながら接近すること。